

仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付要綱

(令和4年11月1日子供未来局長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県外(日本国内に限る)の医療機関(以下「県外医療機関」という。)で受診した妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査(以下「健診及び検査」とする。)に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、仙台市補助金等交付規則(昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において医療機関とは、産婦人科を有する病院若しくは診療所又は出産を取り扱う助産所をいう。

(助成対象者)

第3条 健診費用の補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外医療機関での妊産婦健康診査受診時において、市内に住所を有している妊婦及び産婦
- (2) 県外医療機関での新生児聴覚検査受検時において、市内に住所を有する者が出産した新生児を監護する者であって、市内に住所を有する者
- (3) 仙台市妊婦一般健康診査実施要綱(平成20年4月1日子供未来局長決裁)に規定する対象者であって、同要綱第8条第3項ただし書きの規定の適用を受ける者
- (4) 仙台市産婦健康診査実施要綱(平成30年12月18日子供未来局長決裁)に規定する対象者であって、同要綱第8条第2項ただし書きの規定の適用を受ける者
- (5) 仙台市新生児聴覚検査事業実施要綱(令和4年11月1日子供未来局長決裁)に規定する対象者であって、同要綱第7条第6項ただし書きの規定の適用を受ける者

(補助対象健診及び検査)

第4条 補助の対象となる健診及び検査は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、県外医療機関で受診した健診及び検査とする。ただし、前条第3号、第4号又は第5号に掲げる者については、県内の医療機関で受診及び受検した場合であっても補助の対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額と健診及び検査費用のいずれか低い方の額とし、その限度は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 妊婦健康診査 県内の医療機関で受診した健康診査と合わせた14回分を限度とする。(多胎妊娠の場合は、27回分を限度とする。)
- (2) 産婦健康診査 県内の医療機関で受診した健康診査と合わせた2回分を限度とする。
- (3) 新生児聴覚検査 県内外の医療機関で受検した新生児聴覚検査について、新生児1人につき別表の左欄に掲げる区分のうち、いずれか1回(初回検査のみ)を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助の対象となる健診及び検査をすべて受診した後、仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付申請書(様式第1号)に、原則として、出産日から起算して1年を経過する前までに、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 妊婦(産婦)本人の住民票の写し(ただし住民基本台帳を照会されることに同意する場合は省略できるものとする)
- (2) 補助対象となる助成券(原本)
- (3) 当該健診及び検査に係る医療機関が発行する領収書の写し又は医療機関が記載した様式第2号
- (4) 母子健康手帳の当該健診及び検査が確認できるページの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定し、申請者に対し、仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付決定通知書（様式第3号）又は仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査交付不承認通知書（様式第4号）により、規則第6条の規定による決定の通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助の決定を受けた者は、交付決定後、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(遅延損害金)

第10条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定による返還金を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から起算してその完納の日までの日数に応じ、当該返還金の額（返還金の一部につき納付があったときは、その納付のあった返還金の額を控除した額）について、法定利率で計算した額（納付期限から完納の日までにうるう年がある場合は、1年を365日として日割り計算した額）に相当する遅延損害金を本市に納付しなければならない。ただし、当該返還金の額が2,000円未満であるときは、この限りではない。

2 遅延損害金の計算において、前項の返還金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

4 第1項から第3項までの規定により計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者は、その遅延損害金を納付することを要しない。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子供未来局子供育成部子供家庭保健課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から実施し、令和5年1月1日以降に仙台市里帰り等妊産婦健康診査・新生児聴覚検査補助金交付を申請した者に適用する。

仙台市里帰り等妊産婦健康診査補助金交付要綱（平成20年5月23日子供未来局長決裁）は廃止する。

仙台市里帰り等産婦健康診査補助金交付要綱（平成30年12月18日子供未来局長決裁）は廃止する。

なお、令和5年度末までの申請については、従前の例により取り扱うことも可能とする。

別表（第4条，第5条関係）

区 分		上 限 額
妊婦健康診査	初回（初回健診時）	20,500円
	2回（～16週頃）	各6,000円
	3回（20週頃）	
	4回（24週頃）	
	5回（26週頃）	
	6回（28週頃）	
	7回（30週頃）	
	8回（32週頃）	
	9回（34週頃）	各8,000円
	10回（36週頃）	
	11回（37週頃）	
	12回（38週頃）	
	13回（39週頃）	2,290円
	14回（40週頃）	
	HTLV-1抗体検査 （実施回の特定なし）	
産婦健康診査	産後2週間頃	各5,000円
	産後1か月頃	
新生児聴覚検査	自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）	自動ABR 5,000円
	耳音響放射検査（OAE）	OAE 2,200円

備考

- ・（妊婦健康診査）初回券は初回健診時に使用することを基本とする。
- ・（妊婦健康診査）初回健診時とは，妊娠週数にかかわらず，助成券を利用して初回券に記載の検査項目を実施する初回の健診をいう。
- ・（妊婦健康診査）HTLV-1抗体検査は，原則として助成券に記載の健康診査の回とあわせて実施する。その場合の助成上限額は，各回の妊婦一般健康診査助成上限額との合計額とする。
- ・（妊婦健康診査）多胎妊婦については，初回券およびHTLV-1抗体検査を除く13回分を追加し，合計27回分を助成する。
- ・（新生児聴覚検査）初回検査時に実施した検査方法に応じて，いずれかの区分のうち，どちらか一方の検査のみ助成する。